

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年8月2日答申分

○答申の概要

| | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 0件 |

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700015 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700028 号

第 1 結論

請求期間①の請求者のA社における標準報酬月額について、平成 15 年 4 月から同年 11 月まで及び平成 16 年 8 月を訂正することが必要である。平成 15 年 4 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、14 万 2,000 円から 18 万円、平成 16 年 8 月の標準報酬月額については、14 万 2,000 円から 15 万円とする。

平成 15 年 4 月から同年 11 月まで及び平成 16 年 8 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 4 月から同年 11 月まで及び平成 16 年 8 月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②の請求者のA社における平成 20 年 8 月 12 日の標準賞与額を 1 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 8 月 12 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 8 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 14 年 9 月 2 日から平成 23 年 9 月 1 日まで
② 平成 20 年 8 月

ハローワークの紹介でA社に、平成 14 年 8 月 19 日から平成 24 年 12 月 31 日まで勤務していた。年金機構の記録（標準報酬月額）と実際にもらっていた給与額とが違っているため、給与額のとおり標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。また、平成 20 年 8 月の賞与について保険料の記録が反映されていないので訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、当該期間のうち平成 15 年 4 月から同年 11 月まで及び平成 16 年 8 月については、請求者が提出したA社の給与支給明細書及び同社が提出した賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（14 万 2,000 円）を超えていることが確認できる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の

報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を超える場合である。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額から、平成15年4月から同年11月までの標準報酬月額については、14万2,000円から18万円、平成16年8月の標準報酬月額については、14万2,000円から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成15年4月から同年11月まで及び平成16年8月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年4月から同年11月まで及び平成16年8月に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち平成14年9月から平成15年3月まで、同年12月から平成16年7月まで及び同年9月から平成23年8月までについては、前述の給与支給明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、前述の給与支給明細書及び賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による年金記録の訂正は認められない。

2 請求期間②について、請求者が提出した「給与支給明細書 平成20年寸志」及びその他関連資料を総合的に判断すると、請求者は、平成20年8月12日にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る賞与の支給日については、平成20年8月12日とし、標準賞与額については、前述の給与支給明細書で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から1万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年8月12日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成20年8月12日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。